

# 第 1 章 基本的考え方

本章では、計画の策定根拠や対象地域、性格など基本的な位置付けを記すとともに、東京都における特定有人国境離島地域の役割とその地域社会維持の意義を示す。

# 1 計画の位置付け

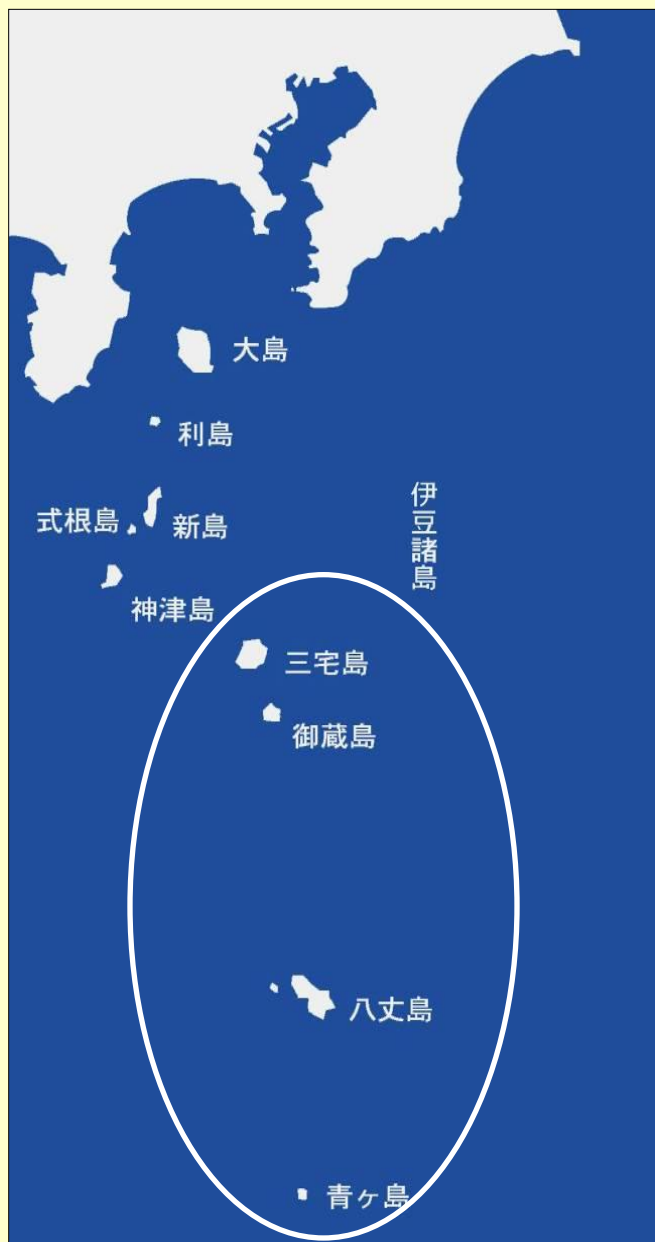
## 1 有人国境離島法上の位置付け

- 東京都特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画（以下「本計画」という。）は、平成28年4月27日に公布された有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号、以下「法」という。）第10条に基づき策定した法第2条第2項の「特定有人国境離島地域」について、その地域社会の維持に関する計画である。
- 本計画の対象地域は、法において「特定有人国境離島地域」として定められた「伊豆諸島南部地域」の三宅村、御蔵島村、八丈町及び青ヶ島村（1町3村・4島）である。
- 本計画は、離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づき、「離島振興対策実施地域」の振興を図るため、東京都が策定した「離島振興計画」に基づく振興策に加え、特定有人国境離島地域において地域社会の維持を目的に実施する施策を定めるものである。
- 本計画の策定に当たっては、国が定めた「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本方針」（平成29年4月7日内閣総理大臣決定）に基づき、当該地域の町村の意見をできる限り反映している。

## 2 計画の性格

- 本計画の対象期間は、法の期限に合わせて、平成29年度から平成38年度までの10年間である。
- 本計画は、特定国境離島地域において、その地域社会を維持していく上で必要となる、継続的な居住が可能となる環境の整備を図るために定めるものである。
- また、課題別に、10年後の目指すべき姿と、その実現に向けた取組の方向性等を示すものである。
- なお、本計画に基づく施策の具体化に当たっては、地域社会の維持を担う様々な主体が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割や活動の中で、実現していくものである。
- 本計画は、国が、施策の実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずる根拠となる。

## 【 東京都における特定有人国境離島地域 】



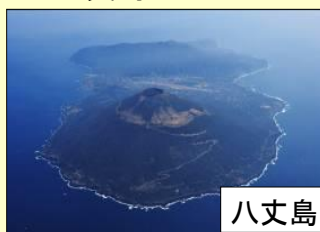
### 1 三宅村



### 2 御蔵島村



### 3 八丈町



### 4 青ヶ島村



< 人口計 : 10,608人 >

< 面積計 : 154km<sup>2</sup> >

※ 人口は平成27年国勢調査、面積は平成28年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）より

## 2 基本理念

### 1 意義

- 島しょ地域が果たしている、我が国の領海、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等の国家的な役割は重要性を増しており、今後ともこの役割が最大限発揮できるようにする必要がある。
- 一方で、近年では、近隣諸国の海洋権益をめぐる主張や活動が活発化している。特に、我が国周辺海域においては、我が国の領海及び排他的経済水域内の外国漁船による違法操業や、外国公船の領海侵入等の事案も繰り返されるなど、看過できない近隣諸国の海洋進出が活発化している。このため、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大している。
- 我が国の領海、排他的経済水域等の管理に当たっては、有人国境離島地域が有する活動の拠点としての機能を有する重要性に鑑み、その保全に向けた取組を推進する必要がある。
- さらに、有人国境離島地域のうち、日本国民の継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要と認められる特定有人国境離島地域については、その地域社会を維持するための取組を推進する必要がある。

### 2 取組方針

- 都及び特定有人国境離島地域の町村は、国による支援の仕組みを踏まえ、地域の主体と密接に連携しながら、それぞれ適切な役割分担を行い、地域社会の維持のための施策を積極的に推進していく。

(地方創生との連携)

- ・ 特定有人国境離島地域への対応は、人口減少の克服という点で地方創生と軌を一にする取組である。
- ・ 今後は、急速な社会減及び自然減が予想される町村等への取組強化が重要な課題となっており、特定有人国境離島の関連施策についても、地方創生の取組と統合的に進めていく必要がある。

### 3 計画の成果目標

#### 1 基本目標

- 特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態（転入者数が転出者数を上回る状態）を実現する。

#### 特定有人国境離島地域の社会増減数

(単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年
三宅村	△20	△12	△47
御蔵島村	△6	△21	13
八丈町	△124	△2	1
青ヶ島村	△2	△1	1

総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数調査」より

#### 2 成果目標の設定及び評価

- 本計画は、本計画に掲げる施策を着実に推進していくため、10年の計画期間を前期と後期に区分し、前期計画期間として、おおむね5年後の成果目標を設定する。  
なお、達成状況については、毎年フォローアップを行い、その後の施策の実施に反映していく（フォローアップ体制については、p. 29参照）。

#### 計画の成果目標

分野	指標	目標 (平成33年度)	備考
航路の 運賃低廉化	利用者数	113,600人	113,496人(平成28年) 八丈、青ヶ島便合計
航空路の 運賃低廉化	搭乗者数	205,000人	204,973人(平成28年) 三宅、八丈便合計
物資の 費用負担軽減	補助品目の 島内物価指数	100前後を 維持	基準値：平成28年度平均
雇用機会 の拡充	農業産出額	21億1千万円	21億1千万円 (平成26年)
滞在型観光 の促進	新たな旅行商品の造成	10ツアー	
安定的な 漁業経営の確保	漁業生産量	1,160 t	1,160 t (平成27年)